

「水戸市指定通所支援事業等基準条例」一部改正の概要

1 改正理由

国が定める児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、水戸市指定通所支援事業等基準条例について、関係規定の整備を行います。

2 主な改正内容

基準省令に従い定めるべきもの及び基準省令を参酌すべきものは、基準省令のとおり規定し、その他本市独自の内容を規定します。

(1) 基準省令に従い改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 従業員の員数	指定児童発達支援（児童発達支援センターを除く。）、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス	従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除するものとする。（2年の経過措置期間を設ける。）
	指定児童発達支援、基準該当児童発達支援、指定放課後等デイサービス、基準該当放課後等デイサービス	(ア) 医療的ケアが必要な障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くものとする。ただし、医療機関等との連携により看護職員を訪問させる場合、喀痰吸引等のみを要する障害児が利用する場合に当該行為を行う介護福祉士として登録された者を置く場合などには、看護職員を置かないことができることとする。 (イ) 看護職員を置いた場合は、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含められることとする。ただし、機能訓練担当職員も含めて「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でな

		なければならないものとする。
イ 業務継続計画の策定等	指定通所支援事業全般	感染症や非常災害が発生した場合に、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続計画を策定の上、研修・訓練を実施する等の措置を講ずるものとする。(3年の経過措置期間を設ける。)
ウ 衛生管理等	指定通所支援事業全般	感染症の予防及びまん延の防止に関する取組の徹底を求めるため、委員会の開催、指針の整備、研修・訓練の実施等の措置を講ずるものとする。(3年の経過措置期間を設ける。)
エ 身体拘束等の禁止	指定通所支援事業全般	身体拘束等の適正化のため、その対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。)
オ 虐待の防止	指定通所支援事業全般	虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、研修の実施、担当者の設置等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。)
カ 情報通信機器を活用した委員会等の開催	指定通所支援事業全般	委員会等の開催について、情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(2) 基準省令を参酌し改正するもの

項目	対象サービス	改正の内容
ア 指定通所支援事業者等の一般原則	指定通所支援事業全般	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。(1年の経過措置期間を設ける。)
イ 勤務体制の確保等	指定通所支援事業全般	適切なサービスを確保する観点から、性的な言動等により職員の就業環境が害されることを防止するための措置を講ずるものとする。
ウ 掲示	指定通所支援事業全般	運営規程等を関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。

(3) その他独自に改正するもの(「4 補足事項」に説明あり)

項目	対象サービス	改正の内容
ア 電磁的記録による作	指定通所支援事業全般	(ア) 条例の規定により書面で行うこととされている作成等について、書面に代えて、電磁的記録に

成等	より行うことができることとする。 (イ) 条例の規定により相手方に対し書面で行うこととされている交付等について、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。
----	--

### 3 施行期日

令和3年4月1日

### 4 補足事項

「2(3)ア 電磁的記録による作成等」については、令和3年7月に施行予定の改正基準省令に定められるものですが、水戸市ではこれに先立ち、この度改正する条例に本市独自の基準として規定します。

これにより、書面で行うこととされている作成、取得、保存及び交付等の行為は、電磁的記録（パソコン、電子メール、インターネット、クラウドサービスなど）を用いて行うこともできるようになります。なお、電磁的記録を用いることなく、引き続き、書面を活用することも可能です。

また、**契約支給量など、受給者証に記載すべき事項**については、引き続き、**書面（受給者証）を用いる**必要がありますので、御承知おきください。